

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和元年12月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

○ 地域公共交通の確保等に関する実態調査

過疎化、高齢化が進行する中小規模の市町村における地域公共交通の確保・再編の変遷、代替交通手段の運行・利用状況、地域公共交通の確保・維持に係る財政負担状況等を調査し、地域公共交通の確保・維持に係る市町村の取組の実態を明らかにするとともに、国における今後の地域公共交通の在り方の検討に資するために実施

○ 漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視－浜の活力再生プランを中心として－

地域の漁業の課題解決とそれによる漁業所得の向上を通じた漁業・漁村地域の活性化を一層推進する観点から、浜プランに基づく取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ 要保護児童の社会的養護に関する実態調査

児童虐待等が原因で児童養護施設や里親等に措置された要保護児童の適切な社会的養護を推進する観点から、関係機関等における保護・養育・自立支援の実態を明らかにし、課題等の整理を行い、関係行政の改善に資するために実施

○ 学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査

国による学校施設の長寿命化計画策定に係る適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画の検討状況等の実態を明らかにすることにより、関係行政の改善に資するために実施

(連絡先)	
<地域公共交通の確保等に関する実態調査> 総務省行政評価局評価監視官 (復興、国土交通担当) 担 当：岡村 電 話：03-5253-5454 (直通) F A X：03-5253-5457	<漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視> 総務省行政評価局評価監視官 (農林水産、防衛担当) 担 当：菊地 電 話：03-5253-5439 (直通) F A X：03-5253-5443
<要保護児童の社会的養護に関する実態調査> 総務省行政評価局評価監視官 (厚生労働等担当) 担 当：原田 電 話：03-5253-5453 (直通) F A X：03-5253-5457	<学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査> 総務省行政評価局評価監視官 (財務、文部科学等担当) 担 当：中村(剛) 電 話：03-5253-5434 (直通) F A X：03-5253-5436
<行政評価局調査全般について> 総務省行政評価局総務課 担 当：木村(伸) 電 話：03-5253-5407 (直通) F A X：03-5253-5412	

地域公共交通の確保等に関する実態調査

調査の背景

- 平成14年に行われた乗合バス等の需給調整規制の廃止や、近年の少子高齢化・人口減少等により、交通事業者が不採算路線から撤退するなど地域住民の移動手段の確保は喫緊の課題
- これを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)が制定され、国や都道府県では補助制度による支援等を実施

- 市町村は、鉄道や乗合バスの廃線等に伴う代替交通手段(コミュニティバスなど)を導入して、地域住民の移動手段を確保する取組を行っているが、利用者数が減少し、財政負担が増加
- 市町村における代替交通手段の導入による地域公共交通の再編状況や、市町村が抱える課題等の実態は必ずしも明らかになっていない状況

- 地域公共交通の確保等に係る市町村の取組の実態を明らかにするとともに、国における今後の地域公共交通の在り方の検討に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 地域公共交通の現状

- 全国の鉄道・乗合バス事業等の現状、地域公共交通をめぐる行政の動き

2 地域公共交通手段の確保・再編状況

- 市町村における代替交通手段の導入・路線再編の変遷・経緯
- 代替交通手段の運行状況、利用状況等
- 市町村における地域公共交通に関する財政負担状況

3 国の地域公共交通の確保・維持対策に関する意見・要望

- 法律のスキームや補助事業などの制度・仕組み等に関する意見・要望

主要調査対象

調査対象機関

総務省、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

令和元年12月～2年9月(予定)

漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視

－ 浜の活力再生プランを中心として －

調査の背景

- 我が国の漁業・養殖業の生産量・生産額は、昭和50年代をピークに減少傾向
- ⇒ 国は、漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を図るため、浜ごとに課題解決方策を取りまとめた「浜の活力再生プラン」（浜プラン）の取組を推進

- 浜プランの取組状況(*)をみると、約34%が所得目標を下回っている
- ⇒ その理由や背景事情、個々の取組の実施状況等の実態は必ずしも明らかでない

※ 浜プランの取組を実施し、かつ、所得目標の達成状況が確認できた607地区の状況（平成29年度）

- 地域漁業の課題解決とそれによる漁業所得の向上を通じた漁業・漁村地域の活性化を一層推進する観点から、浜プランに基づく取組等の実態を調査

主要調査項目と調査の視点

1 地域漁業の実情等

- 地域における漁獲量等の基礎的なデータの概況
- 都道府県・市町村における水産業に関する計画・目標・施策等と、それらにおける浜プランの位置付け等

2 浜プランの策定状況・取組の実施状況

- 浜プランの策定状況や取組の実施状況、その課題等

3 浜プランの評価の実施状況

- 浜プランの評価・分析の状況、その課題等

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和元年12月～2年11月（予定）

要保護児童の社会的養護に関する実態調査

調査の背景

- 全国の児童相談所における児童虐待を要因とする一時保護（※）件数は、児童虐待に関する相談対応件数の増加と共に年々増加しており（10年間で約2倍）、平成29年度では2万件超
〔※ 児童の安全確保等のため、児童相談所に併設された一時保護所等において児童を保護すること〕
- 一時保護された児童等の受入先となる児童養護施設等において社会的に養護されている児童は、平成29年度では約4万5,000人

- 平成28年の児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、自立を保障されるなどの権利を有することが明確化。国及び地方公共団体は、家庭における児童の養育が困難又は不適當な場合、家庭と同様の環境における児童の養育を推進することとされたところ
- 一時保護された児童がどのようなプロセスを経て児童養護施設等に措置され、適切な養育を受け、自立に向けた支援を切れ目なく受けられているか、といった実態は必ずしも明らかとなっていない

- 要保護児童（※）の適切な社会的養護を推進する観点から、関係機関等における保護・養育・自立支援の実態を明らかにし、課題等の整理を行い、関係行政の改善に資するために実施

〔※ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童〕

主要調査項目と調査の視点

1 児童養護施設等への措置の実施状況

- 児童相談所が行う一時保護から児童養護施設等へ措置するまでの各手続の実施状況

2 児童養護施設等が行う養育に係る支援の実施状況

- 児童相談所が行う児童養護施設等への養育支援の実施状況
- 都道府県が行う児童養護施設等への指導監査の実施状況

3 措置解除者に対する自立支援の状況

- 都道府県等が行う措置解除者に対する自立支援の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和元年12月～2年11月（予定）

学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査

調査の背景

- 学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に整備されており、今後、急速な老朽化が予想
- 文部科学省は、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(H27.3)を策定し、各地方公共団体に対して令和2年度末までの「学校施設の長寿命化計画」の策定を要請

- 文部科学省は、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引や解説書、事例集の作成等により地方公共団体の計画策定を支援
- 地方公共団体における「学校施設の長寿命化計画」の策定率は15%(H31.4.1時点)と低調

- 国による学校施設の長寿命化計画策定に係る適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画の検討状況等を明らかにすることにより、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

- 学校施設の長寿命化計画の検討状況
- 学校施設の長寿命化計画策定に当たっての課題

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省

関連調査等対象機関

市町村(教育委員会を含む)

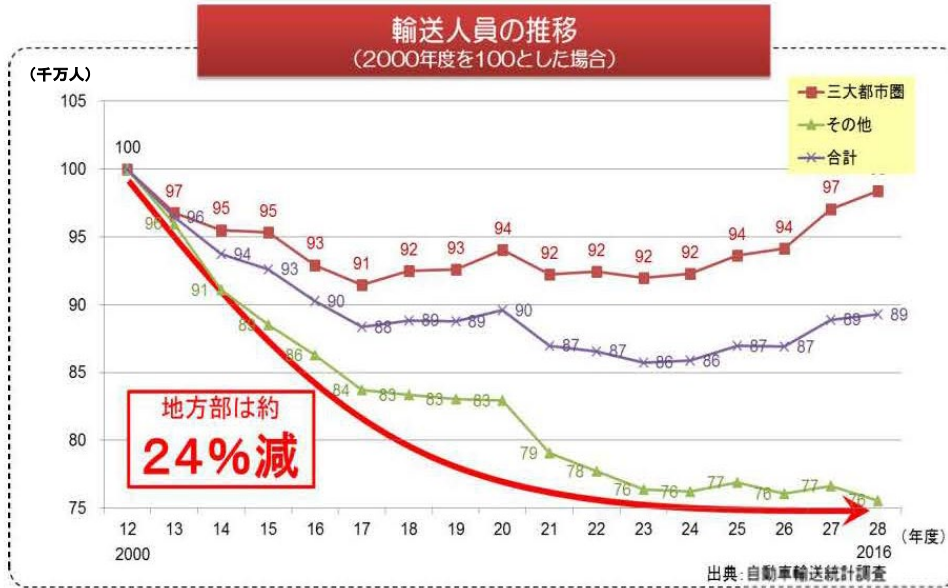
調査実施期間

令和元年12月～2年5月(予定)

参 考 資 料

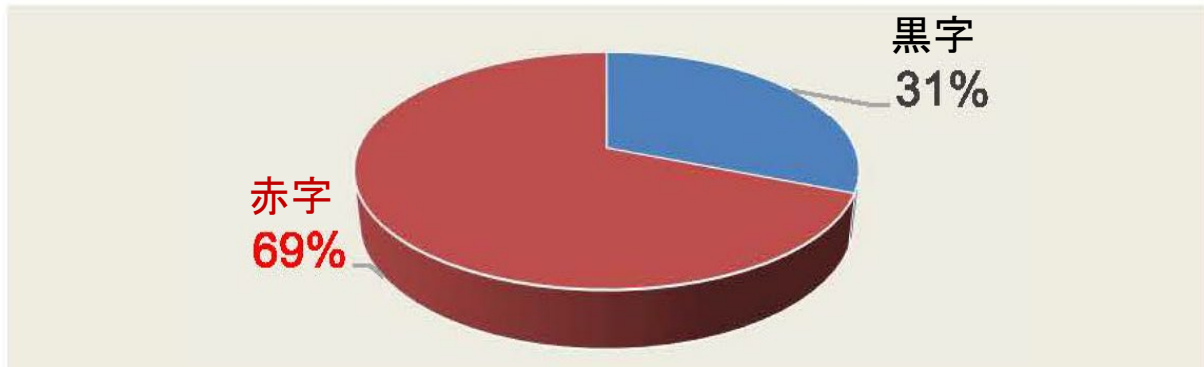
- 1 地域公共交通の確保等に関する実態調査・・・・・・・・・・ 1
- 2 漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視
ー浜の活力再生プランを中心としてー・・・・・・・・ 2
- 3 要保護児童の社会的養護に関する実態調査・・・・・・・・ 3
- 4 学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査・・・・・・・・ 4

○ 乗合バスの輸送人員の推移



(注) 地域交通フォローアップ・イノベーション検討会 (第1回) 配付資料による。

○ バス事業者の赤字割合 (保有車両30両以上の事業者 (平成30年度))



(注) 交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 (第15回) 配付資料による。

浜の活力再生プラン（浜プラン）の概要

浜プランとは

- 各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力強化を目指す具体的な行動計画。漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって原則5年間の実施期間の間に具体的な取組を実行する。平成26年度より実施（H31.3.29現在672地区が策定）
 - ・目的：漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化
 - ・目標：5年後の所得を10%以上向上
 - ・メリット：関連する施策（補助事業等）※の優先採択等を受けることができる
 - ※ 浜の活力再生交付金、新規漁業就業者総合支援事業 等
- 平成29年度においては、各浜が設定した年度別所得目標を達成した地区は全体の66%

地域水産業再生委員会

浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで中心的な役割を担う

< 構成員 >

【必須】

- ① 水産業協同組合又は漁業者団体
- ② 市町村

【任意】

都道府県・加工業者・流通業者・地元商工会議所・観光関係者など

具体的取組の例

《収入向上の取組例》

資源管理をしながら生産量を増やす

- 漁獲量増大：種苗放流、食害動物駆除、資源管理の強化など
- 新規漁業：養殖業、定置網、新たな養殖種の導入など

魚価向上や高付加価値化を図る

- 高品質化：神経締めによる高鮮度化や急速冷凍技術の導入など
- 衛生管理：殺菌冷海水の導入、食中毒対策の徹底など

商品を積極的に市場に出していく

- 商品開発：低未利用魚を活用した加工品開発など
- 出荷拡大：量販店・飲食店との連携や販路の拡大など
- 消費拡大：直販、お魚教室や学校給食、PR・イベント開催など

《コスト削減の取組例》

省燃油活動、省エネ機器導入

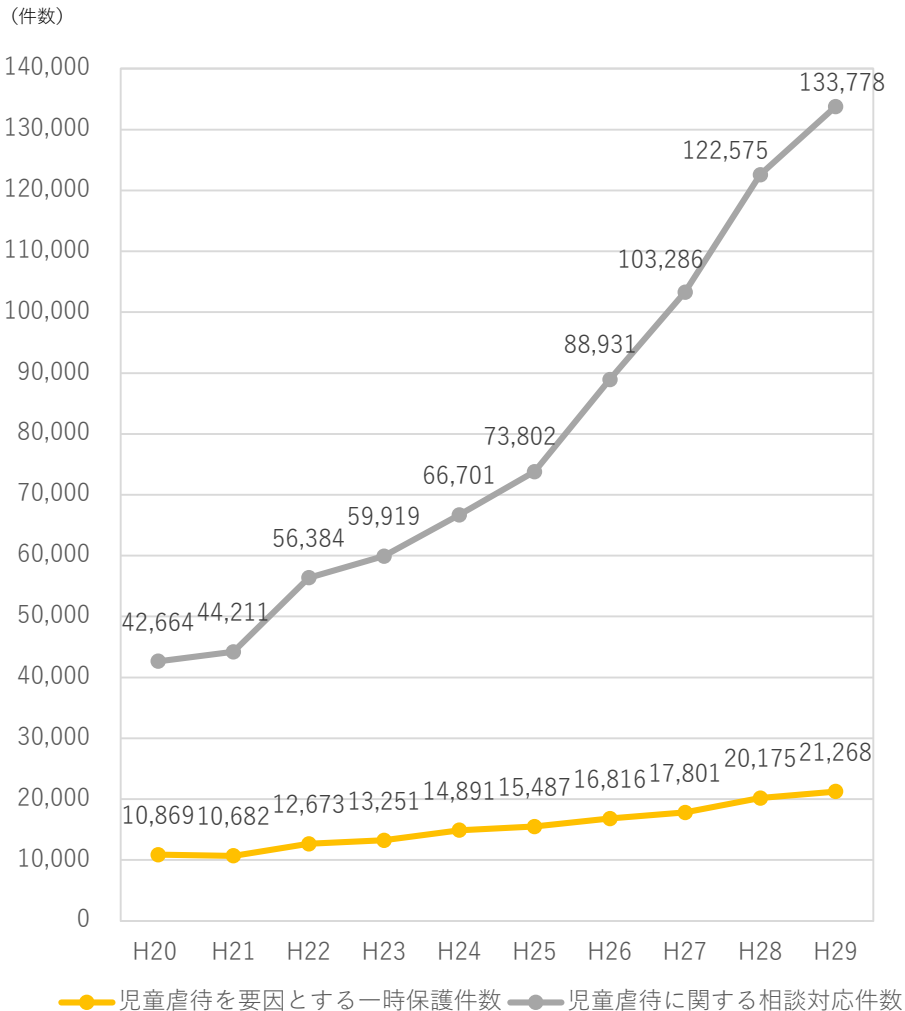
- 船底清掃や漁船メンテナンスの強化
- 省エネ型エンジンや漁具、加工機器の導入
- 漁船の積載物削減による軽量化

協業化による経営合理化

- 操業見直しによる操業時間短縮や操業隻数削減など
- 協業化による人件費削減、漁具修繕・補修費削減など

※ また、現地での祭りの開催、漁協が直営するスーパーマーケットや移動販売車の運営など、地域貢献と考えられる取組も存在

全国の児童相談所における児童虐待を要因とする一時保護件数及び児童虐待に関する相談対応件数の推移



※平成22年度の件数は、福島県を除いた数

平成29年度 児童虐待に関する相談対応の内訳等

相談対応件数 133,778件

一時保護件数 21,268件※1

施設入所等の措置件数 4,579件※2

※1 児童虐待を要因として一時保護したが、平成29年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
 ※2 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

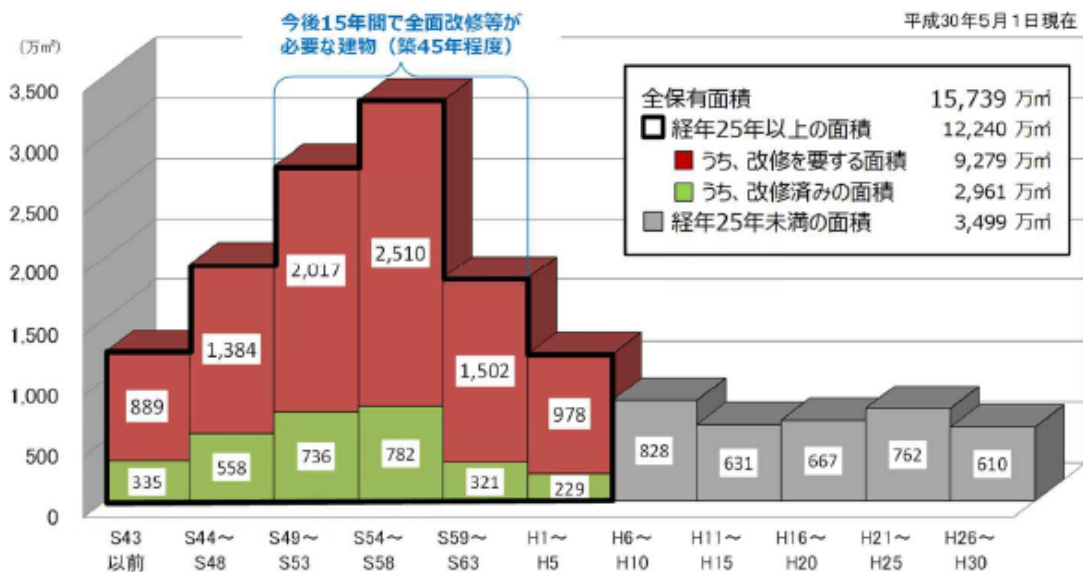
内訳

児童養護施設 2,396件	乳児院 800件	里親・ ファミリーホーム 593件	その他の施設 790件
児童養護施設（保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、合わせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設）への入所措置がなされた件数	乳児院（乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、合わせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）への入所措置がなされた件数	・里親（要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの）へ委託された件数 ・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）（要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの）へ委託された件数	障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所又は児童福祉施設への通所措置がなされた件数

児童養護施設等(※)で社会的養護を受けている要保護児童数：44,354人

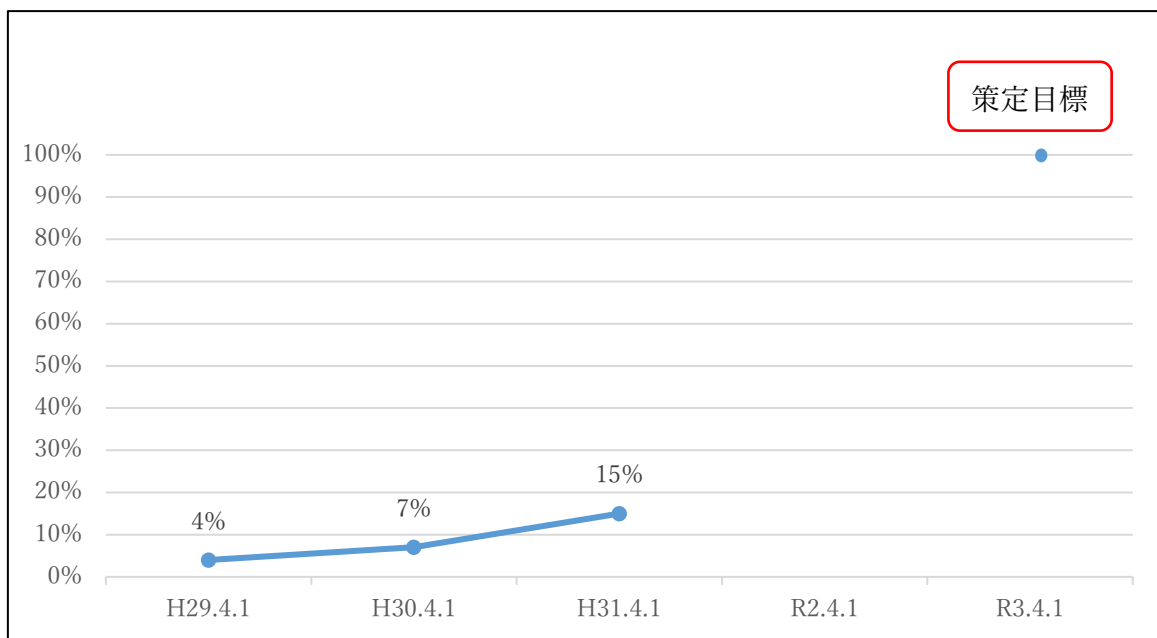
※ 児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホーム、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

○ 学校施設の経年別保有面積（公立小中学校）



(注) 公立学校施設実態調査（平成30年度）による。

○ 地方公共団体における公立学校施設の長寿命化計画の策定状況



(注) インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会（第8回）資料等に基づき当省が作成